

香川県立保健医療大学名誉教授規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第33条の規定に基づく名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、本学の学長又は教授として退職した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考によって授与することができる。

- (1) 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）に教授として15年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があつた者
- (2) 前号の年数には達しないが、本学に教授として5年以上勤務し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であつた者
- (3) 本学の学長として勤務し、功績が特に顕著であつた者

(勤務年数の通算)

第3条 前条第1号の勤務年数には、本学に教授として5年以上勤務した者に限り、次の各号に掲げる年数を通算することができる。

- (1) 本学の副学長としての勤務年数は、その年数、准教授としての勤務年数は、その3分の2の年数、専任講師としての年数は、その2分の1の年数
- (2) 香川県立医療短期大学の教授としての勤務年数は、その10分の8の年数、助教授及び専任講師としての勤務年数は、前号の基準による年数の10分の8の年数
- (3) 本学以外の大学（短期大学を除く。）の教授としての勤務年数は、その10分の8の年数、准教授及び専任講師としての勤務年数は、第1号の基準による年数の10分の8の年数

(選考)

第4条 名誉教授の称号を授与することが適当と認められる者があるときは、副学長又は学科長が学長に推薦する。

2 学長は、前項の規定による推薦があつたときは、教授会の議を経て、名誉教授の称号の授与を決定する。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、辞令書（別記様式）を交付して行う。

(礼遇)

第6条 名誉教授に対しては、本学の式典その他重要な行事への招待、研究のための諸施設の利用その他適当な方法をもって礼遇する。

(称号授与の取消)

第7条 名誉教授の称号を授与された者が、その名誉を汚し、称号を保持するのに適当でないと認められる場合は、学長は、教授会の議を経て、称号の授与を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2号中「本学に教授として5年以上勤務し」については、平成21年4月1日までの間は、「本学に教授として平成16年4月2日に在職し」に読み替えて適用するものとする。
- 3 改正後の第3条第1号及び第3号の規定の適用については、平成19年3月31日までの助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

香川県立保健医療大学	年 月 日	学校教育法の定める ところに基つき貴下に 香川県立保健医療大学名誉教授の 称号を授与する	第 号	氏 名
------------	-------------	---	--------	--------